

# 農業委員会からのお知らせ

平成20年4月1日から  
標準小作料が変わります

農業委員会では、農地法に基づき、農地の貸し手と借り手の目安として「標準小作料」を定めています。

## ◎標準小作料 改定(設定)一覧(10a当たり)

農地区分	標準小作料	
田	A	8,000円
	B	6,000円
	C	3,000円
	D	1,000円
畑	1,000円	

この標準小作料は、水稻作付けする場合の標準額です。

その他の作物を作付けする場合、不整形・小区画地やその他の耕作条件不利農地にかかる小作料の取り扱いについては、その状況に応じ、貸し手と借り手双方で協議のうえ決定してください。

なお、標準小作料の改定は、3年を経過したときか算定基礎に著しい変動が生じたときに行われます。

### ◆土地の区分(ほ場整備田)

A	B区分以外の旧八鹿町の区域、上箇、小城、藪崎、養父市場、大藪(千石田分)、鉄屋米地、大塚、堀畑
B	九鹿～椿色、岩崎、大江、建屋、能座、森、三谷、船谷、大坪、稲津、浅野、新津、玉見、左近山、十二所、宮垣、樽見、中、由良、夏梅、加保、大屋市場、山路、笠谷、大杉、糸原(向代、上ミノノ)、宮本(高取、中村、池田、新田、坂本、段ノ下)、門野(本田)、蔵垣、三宅、大谷、万久里、尾崎、関宮、吉井、中瀬
C	長野、餅耕地、畑、上野、大藪(山田分)、奥米地、中米地、糸原(芝、大津田、坂尻口)、宮本(中島、川端、行谷口、家ノ向、堂ノ向、鳥穴口)、門野(門野垣地)、須西、和田、筏、中間、栗ノ下、轟、出合、安井、鶴縄、葛畑、別宮、外野

### ◆土地の区分(未整備田)

B	十二所(ほ場整備可能田)、広谷、上野、藪崎、養父市場、口米地
C	八鹿、小山、下網場、上網場、九鹿、小佐、国木、高柳(野原、岸ノ下)、浅間(神宮田井、四田谷)、坂本、前記に定めのないこれに準ずる旧八鹿町内の土地、森(ほ場整備可能田)、建屋、左近山(ほ場整備可能田)、伊豆、三宅、大谷、万久里、尾崎、関宮、吉井、中瀬、出合、轟、安井、鶴縄、小路頃、川原場
D	舞狂、石原、日畑、高柳(上山田、下山田)、今滝寺、坂本(蔵谷)、大江(森ノ下、口ク口谷)、上小田(大谷下モ、水末)、三谷(八鹿町)、青山、前記に定めのないこれに準ずる旧八鹿町内の土地、長野、餅耕地、森(C区分以外)、三谷、畑、新津、左近山(C区分以外)、十二所(B区分以外)、奥米地、中米地、旧養父町内の山田、宮垣、上山、樽見、中、由良、夏梅、加保、大屋市場、山路、笠谷、大杉、糸原、宮本、門野、須西、和田、蔵垣、筏、中間、栗ノ下、若杉、横行、葛畑、別宮、外野、草出、梨ヶ原、丹戸、奈良尾、福定、大久保、旧関宮町内の山田

## ～農地の転用には許可が必要です～

### 農地の転用は

#### 永久転用

宅地・駐車場・資材置場・山林などの用地にする。

#### 一時転用

一時的に農地以外で使用する場合。一時資材置場・土地改良(地上げ)など

※農地を許可なく転用したり、許可どおりに転用しなかった場合、行政処分や罰則が科せられます。

◎お問い合わせ／地区担当委員または養父市農業委員会事務局(☎664-1450)